

## 南砺市農業委員会第6回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 12月 13日
- 2.開会時刻 令和 6年 1月 9日 午後2時40分
- 3.閉会時刻 令和 6年 1月 9日 午後5時00分
- 4.場 所 南砺市役所別館 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する  
事業計画変更承認申請について  
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ  
いて  
議案第24号 農用地利用集積計画（案）の決定について

#### 第3 協議第6号 農業進行地域整備計画の農用地区域からの除外

## 及び農用地区域内への編入について

### 第4 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

#### 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

#### 9.会議の概要

事務局長 定刻となり本日ご出席予定の方全員が揃いましたので始めたいと思います。

改めまして皆様、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします、と言いましてもおめでたいような雰囲気にはならないのが今回の正月でありまして、1日から大きな地震ということで、幸いにも当市のほうでは人の被害はなかったわけではありますが、大きい農地災害が〇〇地域でひとつありまして、非常に厳しい状況になっています。地震のほうにつきましては、今後災害査定していきまして、対応していきたいと思っておりますけども、〇〇地域の大きな農地災害につきましてはちょっと規模が大きいものですから県営事業になるのか、今後県と協議して進めさせていただく予定としております。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中19名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長 改めましておめでとうございます。さきほど局長からもありました通り、めでたいというには難しい大変な新年になりました。管内におきまして、〇〇地域で大きな災害があり早い回復をお祈りいたします。

さきほどから地域計画の話もありましたが、正月の冒頭の農水大臣の挨拶を聞いておりましたら、令和6年は日本農業改革元年ということで位置づけて、農村基本法の改正を一気にすすめていこうということになっております。それに関連しております農地の関連法についても見直しが見直しが早急にかかっ

てくるということでもあります。聞くところによりますと、農地を所有できる法人への出資規制も緩和されておりました、長年地域農業にしっかり携わってきたものとしまして、それに大きな影響を与えるようなものについては、しっかり周知をしていかなければならないと思いますし、農業委員会の立場としてもしっかり情報を入れて、関わっていく必要がある年なのかなと思っております。いづれにしても先ほどから局長補佐が説明されました地域計画をまずはしっかり策定をしていくということで、ひとつ前に進めていければなあと思っています。委員の皆さま方におかれましては、大変ご迷惑をおかけする年になりますが、よろしくお願いを申し上げます。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

会長 本日の署名委員は 11 番委員、12 番委員の 2 名の方よろしくお願いをいたします。

会長 本日は傍聴人の方がおられますので、個人情報伏せて説明及び審議をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議長 それでは議事に入ります。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 21 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 2 件の申請がありました。面積は すべて田で 7,369 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1 番です。

譲受人さんは、県外から移住してこられて現在 4 人で住んでいます。県外に居住していたときに栽培していたブルーベリーをこちらに移植したく家の近くの畑を取得されたいということです。県外で栽培していた農地は中間管理機構を通して借りているということで、現在はまだ契約期間中のためそのままになっていて、徐々にこちらに移植する準備を進めているということでした。移植後は所有者さんにお返ししてこちらの農地で栽培を継続したいということです。県外ではお

父さんが栽培に携わっていたのですが、こちらでは娘さんがお父さんから教わりながら栽培していくということだそうです。県外ではブルーベリーの他に野菜を作っておられたということで、こちらでも黒大豆や季節の野菜をつくりたいということです。

受付番号 2 番です。

先月審議保留になった案件の再提出案件です。5 条一時転用に付随する権利取得のため、先月一緒に継続審議となったものです。営農型太陽光設備設置にかかる一時転用申請をするときに同時に地上権の許可も必要となっているもので、許可期間も 5 条一時転用と同期間になります。

1 番の案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。2 番の案件につきましては、所有者が同意すれば許可されるものですので、一時転用許可が下りれば、許可要件は満たしていることとなります。

議長

受付番号 2 番につきましては、後ほど審議される 5 条一時転用申請の案件と関連がありますので一緒に審議させていただきたいと思えます。ここでは 1 番の案件のみ審議いたしますので 1 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 22 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回の申請は、内容変更 2 件で 田 2 筆 660 m<sup>2</sup> です。

今回変更後の転用目的はひとつなのですが、当初計画案が 2 つあるため、2 件の申請となっています。

当初お二人それぞれの一般住宅を建てる計画でそれぞれに転用許可を取得されていたのですが、転用の必要性がなくなったため、ずっとそのままの状態になっていました。今回、その農地を変更後の譲受人が一般住宅及びドッグラン敷地として利用したいということになり、新たな転用申請と同時に過去の計画の変更承認申請が提出されたものです。

新たな譲受人さんは、現在市内にある動物病院の副院長でありまして、本院のある市外と分院のある市内を行き来しておられる状態です。今回、市内の分院の副院長という立場であることから、現在お住まいの市外のアパートから出て、市内に住居を新築することにしたものです。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 23 号について議案書をもとに朗読・説明＝



ってきます。

こちらの会社が経営する店舗は、令和4年9月17日に当市で1店オープンしており、今回で2店舗めの申請となります。全国では現在1426店舗を配置し、地域の方々の便利の良い店として利用されているとのこと。市内にオープンした店舗も連日多くのお客さんが来店されているということで、今回違う地域で2店舗目を計画されたものです。こちらの場所は、旧町の市街地に近接し、交通量も多く、利便性が良いということで需要は十分にあると考えられるということで68台分の駐車場を計画しています。

農地区分は市街化が見込める地域ということで3種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

受付番号4番です。

R5.8月除外受付案件です。申請地は所有者の養鶏場として卵を選別する選卵所が建っていたのですが、20年以上使用していなかったため、昨年解体し、現在は更地になっています。この場所はお宮さんの正面にあたる場所でもあり、お宮さんの風格を保ち、環境の整備を行うとともに参拝者の駐車場も祭礼時に不足するため、参道沿いに12台整備したいというものです。

農地区分は1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号5番です。

さきほど事業計画変更承認申請としてあがっていた件です。そちらでもお話しましたとおり過去に転用許可が下りていながら、転用する必要がなくなった農地を利用して、新たな方が新たな転用申請をするものです。転用目的は住宅及びドッグランスペースということで、面積が一般住宅で認められる500㎡を超えていますが、大型犬を2匹飼っていることや職業的なことも考えてドッグランスペースも設けたいということで必要な面積と判断いたしました。

農地区分は用途地域なので3種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

受付番号6番です。

先月審議いただいて保留となった案件です。10月の総会で3条の申請地としてあがっていたところのうち2筆の農地の上に営農型太陽光発電の設備を設置したいという一時転用申請が出されたものです。一時転用申請期間は、令和6年1月31

日から令和8年1月30日の2年間で、さつまいもを栽培している農地の上に太陽光発電設備を設置したいという案件です。

パネル18枚で1つの架台となっており、それを全部で48基建てる計画となっています。

営農型太陽光を設置する場合、栽培する作物の平均収量を2割以上回ってはいけないということになっております。今回申請される営農型太陽光のパネルは追尾式のため、常に影になる部分が少ないので、平均反収の8割以上を十分見込めるということです。下地でさつまいもを栽培しながら営農型太陽光を設置している実績のある〇〇市の発電会社から、今回の申請に関して問題がないという意見書も提出されています。発電した電気は北電さんに売却し、さつまいもは〇〇のさつまいも販売会社さんに買い取ってもらう方向で話が進んでいて、今後契約を結ぶことになっています。さつまいもの栽培についても、法人の代表が研修に行く予定とのことです。

転用面積は、転用するのに必要最低限の面積となっていますので、今回の場合は、支柱部分と電柱部分の面積の積み上げとなり10.597㎡と非常に小さい面積となっています。逆に言えば、それ以外の面積は耕作可能面積ということになります。

以前ありました案件では、フェンス部分とかキュービクルの部分とかありましたが、今回はキュービクル設置の必要ないタイプということで、それぞれの架台にその機能がついているようで、とても手の届くような高さではないため、危険性はないとのことです。そのためフェンスも設置する必要はないということでした。そもそもフェンスは営農型太陽光の許可に必須にはなっていないので、フェンス設置がなくても問題はないものとなっています。

災害等により壊れた場合は、設備保険に入っているのでその補償で修繕できるということであります。また、万が一、会社自体が事業継続できなくなった場合は、別会社が引き継ぐことになっているとのことです。

一時転用は3年まで許可可能なのですが、今回は申請者さんの契約の都合により2年の期間となっております。2年後再度申請されることとなります。

許可後は、毎年作物の生育状況などを報告いただき、農業



委員さんや事務局で現地を確認したうえで、2年後再度許可するかどうか判断することになるかと思えます。

(以上、前回の説明含む)

前回、審議保留となったのは、さつまいもを栽培するという農地の利用計画が、先に許可した3条の許可要件のひとつである全部効率利用要件を満たしたものになっていないのではないかということでした。

今回はその部分を見直し、改善した計画書の再提出がありましたので、再度皆さまにお諮りするものです。

それと先ほどからお話があったとおり元旦に大きな地震がありましたけれども、現在市内に建っている同様の太陽光発電は確認したところ全部大丈夫だったという報告もありました。

また今回の地震があったことによりネット上でも壊れたまま発電し続けるのではないかという話もでていますが、もしそういうことになれば、フェンスを建てる計画にはなっていないがそういうことも考えて、必要あれば対応していくということでした。

農地区分は農用地、許可基準は一時転用と判断しております。

議長

1番から6番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

6番の件ですが、農業新聞の12月5日の記事で、農水省は営農型太陽光発電で農地を一時転用する際の許可要件を農地法施行規則に定める方針を営農実態のない事例が相次いでいることを踏まえて、現行の通知から格上げして違反者の指導を強化するとなっています。それとまた太陽光発電をめぐっては、不十分な栽培管理でパネル下の収量が不適切な事例が問題になっているということで、当初の研究会で議論していると書いてあります。収量については、地域で栽培していない作物を作付けする場合、これまでを含めた収量と見込み収量の両方を新たに示せる自らの試験栽培を行った結果や条件が似た地域の栽培データをもとにするとなっています。売電目的で営農が二の次にならないように許可申請時に事業全体の収支見込みの提出を求めるということでもあります。それから同じ農業新聞の1月1日の記事がありますが、政府は農業

基本法改正案の審議が国会ではじまりましたが、関連法案においては、不適正な事例が相次ぐ太陽光発電を含めて土地の適正利用を確保する農地法の改正を予定しているというような記事も載っています。

それで今の6番の案件ですが、8割というのが確保できるかということにおいて、果たして確信をもってできるかというようなことに、私自身非常に疑問に思っているところであり、事務局のほうでは、盛んに太陽光を推奨しているように聞こえたわけですが、私の知見からさせてもらおうと、もし違っていたら教えてほしいのですが、農業委員会というのは優良農地の確保というのが前提にあるのではないかと思います。

太陽光発電は、省で言えば経済産業省の管轄なのかもしれませんが、私としたらあくまでも優良農地の確保が前提だと思っておりますので、今言っております8割要件は確約できるような状態ではないと私の思いと違うということで否決したいと思っています。

事務局

確約というのが、どういうふうな方法で得られるのか。

事務局

決して農業委員会事務局として推奨しているつもりはございません。案件としてあがってきているものを審議していただいていることなので、この場で否決ということもあるでしょう。ただ、8割要件の件もこちらとすれば、資料的には整っているのですが、未来を確保・担保できるかと言われるとそれはまた別なような気もします。現時点でそれを理由に拒否も出来ませんし、こちらに提出されるべき書類が整っているので、今回審議させていただいたわけですが。

事務局

今回8割要件はありますけど、さつまいもの反収自体、〇〇農協の管内で実績というものが非常に少ないものですから、他の農協管内ではありますがさつまいもをたくさん作っておられますところの反収でいきますと、8割要件というのは平地のほうですから割としやすいのかなというのがあります。あとは、さつまいもを作る品種は紅はるかとも聞いていますが、もしかしたら焼酎用の白いさつまいもや黄金千貫があるとはっきり言って反収は分からなくなってきました。紅はるかであればある程度の反収は把握できると思いますので、

こちらとしては反収がしっかり穫れていない、それよりもしっかりと営農されていないということの実態のほうを重きに思いますので、反収については改善して指導していかなければならないところだと思います。さつまいもを作ると言ったけど実際はほったらかしになっているような事案が発生するようであれば、それこそ許可の取消しとかの対応をしていかなければならないと思ってしまうので、現時点で8割がと言われたら、初めて作られるところもありますので、そこら辺については、指導しながら進めていく必要はあるかなと思います。やっぱりしっかり耕作していくか、そっちの点のほうを重要視していかなければならないのかな、あくまでも上の方ばかりを重要視して、下の方がおざなりになっているようになれば、その時は厳しい対応をしていかなければならないというふうに考えております。

〇〇委員

今8割と言われて、実績もよく分からないしということでしたが、参考事例として、スーパー農道の〇〇と〇〇の境に昨年農協さんが募集されました〇〇さんが、そこでさつまいも畑を田3枚分くらいでされている。あれの数字を私も関係あったもので、この事例あったときから、たまに見させてもらっていたのですが、2年もやっておられるものですから、結構それなりのものになっていました。収穫の時期は見えてないのですが、途中見てたところ、意外と大丈夫だなと思って見てました。そこの反収というのもし今日この中で数字を出してくださいとは言いませんが、次回の委員会かなんかで報告していただいて、8割といったら大元の数字のかけ算でしかでてこない。そこで8割ありましたとかなかったですと言われても何の話となってしまうし、それもどうかすれば1年越しになるのか2年越しになるのかどうなのか、ひょっとしたらここにいる委員で辞めてしまう人もいるかもしれないですし、新たに入ってきた人は全然分からないということにもなる。委員さんにも専門家の方もおられますけど、そういう反当何kgありましたよ、概ね慣行栽培でだいたいこれほどだよという数字を聞かせてもらって、だいたいそれくらいなら問題ないんだねというのを共通の理解事項としてもらわないといけないような気がします。

今日はやられることについては、いいとか悪いとかのみなさんの意見で決まると思うのですが、次回指導しましたと言

って何kgやったからだめだったとか、それは粗放農法でないかというような見極めをしていかなければならないということでしょう。

事務局

〇〇農協さんの方は、2年目ですかね。実績としてたまってきていると思いますので、その平均反収というものはおおいに参考になると思います。場所柄もあんまり変わらないかなと思いますので、その辺の実態を調べながら、それに対しての8割というものは見ていくし、やっぱり穫れないと言う話になれば、何かの改善点は絶対に必要になると思いますので、あくまでも8割穫れてないからダメという話にはなりにくいところではあります。やっぱり指導していかなければいけないところもあるかと思います。収量については、しっかり8割穫れるように指導していくような方向で連携していく必要はあるかと思います。先ほどから言ってますように、しっかり営農していただくというのが大前提なので、そっちの方を重視し、穫れない場合、どれだけ指導しても改善が見られない場合は最終的に転用許可の取消しとかそこまでいくか分かりませんが、何らかの対処が必要ということで、そこまでを含めた指導というのをしていかなければいけないのかなと思っています。

〇〇委員

そもそも農地で太陽光発電をするということ自体が矛盾を抱えている。これは政策もあると思うが、その矛盾点を農業委員会として勧めるのはどうなのかと思う。太陽光発電は非農地でやってもらえばいい話で、それを農地でやって8割がどうのこうのというのがおかしい。

事務局

これは国が勧めていまして、勧めながらもあちこちで問題が発生している事例なものですからなかなか難しい。

〇〇委員

ちょっといいでしょうか。6番の件なのですが、実際に田でこれだけのソーラーパネルをしてるところって近辺であるのですか。

事務局

富山県は前回許可したものが初なのでないですが、〇〇県ではあります。

〇〇委員 | それは細長いやつですよ。

事務局 | 〇〇県のと今回のは同じタイプになります。

〇〇委員 | 話が違うかもしれませんが、市内の〇〇地区でもこんな形のものが工場敷地に結構建っている。それを見ていたら、9時半くらいになったら近隣の田んぼが影になっていた。これはおそらく了解をもらっているのかなという思いで見てたのですが、ただひとつ、根巻きのコンクリートがとても大きいんです。こういう支柱に対して1.5mくらいあったかな。これって本当にもつのか、あとからやっぱりもちませんでした、基礎が大きくなりました、転用面積増えましたとかいう話にならないのか。今回の件が当てはまらなかったらいいのですが、4m以上の工作物を建てる時は届出がいるはずなので、それなりに伴った構造計算をして、そこまで要らないのかもしれないですけど、高さが4m以上あるし、うちらで分かりましたと言って、どこか違うところに届出を出したら、いろいろ検討してくださいと言われるとこれまた非常に、個人的には手をあげるのが心配になる。私が言いたいのは、まず工作物かなんかでないかなと思う、転用面積は円柱分と言われたけど、もっと大きくなると思う。だからあとから届出を出したら面積が大きくなりました、フェンスも建てました、また面積増えましたということはあまり繰り返したくないので、これって本当に工作物としての届出がいらないのかなという疑問なんです。

事務局 | そこまでここでは分からないのですが、既にいくつも建っているというお話で、私も当然見えていますけども。

〇〇委員 | 宅地は大丈夫なんですよ。

事務局 | 農地も宅地も同じことだと思います。そこで建っている以上、建てることについてはしるべき手続きはされていると思っています。もしくは必要ないのかもしれませんが。

ひとつ聞いているのは、我々もさかのぼると足かけ3年くらい聞いている話です。最初のころに聞いていたのは、韓国の業者のものと聞いていたのですが、最近方向性が変わったというか、ほぼ同系列だと思うのですが、中国製に乗り換え

られたらしくて、そこでいくと今の基準、この基礎でもつと  
いうことで計算されているということだそうです。

前は非常に小さな図面で説明していましたが、今回大きな  
図面となっています。

〇〇委員      べたっとコンクリートになるんですか。

事務局      幅1メートルで2基分をひとつの基礎とする形ですね。30  
cmの厚みの基礎になりまして、70 cmの土被りがあるというこ  
とですね。私も個人的にもつのかと思わなくもないのですが、  
当然コンクリートとはアンカーボルトで立ち上げますし、ち  
よっと図がないですが、実際支柱の埋め戻しのライン、耕地  
と言いますか、ここよりも顔を出す感じで巻き立てはされる  
と聞いています。それはあくまでも10 cmあるかないかのもの  
だと思いますが、こういった巻き立てはされると聞いていま  
す。

〇〇委員      アンカーも相当長いと思います。

事務局      前回写真をお配りしたと思いますが、巻き立ての部分が  
見て取れると思います。

〇〇委員      あとで転用面積がどんどん増えることはないのか。

事務局      この巻き立ての部分は転用面積に入っています。

事務局      10 cmか15 cmくらいですかね。この巻き立ては強度のためと  
いうよりは、腐食を防ぐためと聞いております。

〇〇委員      ここで分かりましたとするのか、工作物として県に届出を  
出してあれっということになるのか、うちらには分からない  
ことなもので。

〇〇委員      大丈夫なことかっていうのはここでは保証できないんだよ  
ね。一番の問題は。

〇〇委員      この図面に問題があって倒れたとなつて、この図面に瑕疵  
がありましたでは方がつかない。風で倒れたよとかいうこと

になれば、そんなこと当然想定できないし、地震は予知できないし、風の4割増しで計算したらどうなのかもわからないけど、巻き立ての部分のコンクリートがどれくらいあるのかな、今建っているところの巻いてあるのを見たら60cmくらいでなくて、1メートルくらいある。申請とやることが違ってたら許可を取り消す話になるのか、本当に精査して出しているというのならいいのですが、あとから計算したら違っていました、もうちょっと大きくなりましたとなってもう1回やり直しとなったら、自分たちはこの図面を見ていいですよと言ってるわけで簡単に入れ替えてもらっては困る。

〇〇委員 いい悪いを言っているけど仕方ないから、賛成か反対かとればいいのではないかな。

議長 もう少し議論してからがいいかなと思います。

事務局 構造に関してはこの場ではちょっと議論しても仕方ないということですから、あくまでも農業委員会は農地利用の議論なので、これが倒れる・倒れないという話はまた別の話だと思います。

〇〇委員 倒れることが分かっているけど許可するのもおかしい。

〇〇委員 農地として利用するところが違う目的のものが入ってきている。そういうものを許可するかしないかだと思う。

事務局 それが大丈夫だという話で申請が出ているので。

〇〇委員 今言われたように巻き立て1メートルくらいいると思う。

〇〇委員 構造の面でいえば私はバツです。

事務局 バツと言われても、これは製品として出ているので。

〇〇委員 そういう意味でなくて、緑のところを埋めるということですよ。私のうちの800mくらいのところに〇〇運輸さんの講習所があったのですが、全面的にそこはもうびっしりと太陽光発電が建っている。

事務局 あれは農地でないところに建っているのです、今までの太陽光発電ですよ。

〇〇委員 農地でないです。だから転用じゃないんです。でもこの図面の白のところは、そういう感じじゃないですよ。

〇〇委員 農地でなければいいんだよね。

〇〇委員 そうそう、だから私は一時転用なら農業委員として私は採決されたらバツです。

事務局 白い部分は支柱が当然連続してありますので、機械で直線的にいくわけにはいかないのです、この部分は植えられませんということで、白く残してます。それ以外の部分を前回より畝の数を増やした状態にはなっています。

議長 ほかにご意見ないでしょうか。

議長 この件、承認といいますか否決可決ですけど、申請者はパネルは倒れないということで申請してるわけですよ。そういうことになると、農業委員で倒れるぞという理由で承認しないということになれば、農業委員会としていかなものか。お互いの水かけ論になってしまうみたいなおもしますよね。

〇〇委員 本来は農地としての在り方ですよ。倒れる倒れないは別にしても。

事務局 これは農地としてになりますけど、国は基準を作って定めてますので、もし国の基準に沿っているものであれば、基本的には反対できるようなことではないので、基準さえ守られていけばあまり問題はないことになるかと思えます。ただ、地域の農業計画とか含めての話でだめというのであれば、それはそれだと思います。倒れるとかいう話とか、農地の利用の仕方が国の法律と違ふとかいろいろありますが、そうでなければなかなか反対できるところではないです。

議長 反対となれば理由書を求められると思います。しっかりし



た形で不承認の理由を相手方にちゃんと伝えないといけない。不承認にするならどういう理由になるのか、そこら辺が気になるところです。ただ、農水省も一方では、〇〇委員さんがおっしゃられるように農地における太陽光パネルはOKと言っているが、最近の状況を見て、議論が行われることになっているということも片方では言っていて、私ども農業委員は非常に困る立場に置かれていて非常に難しい。

〇〇委員　これは県の審議会にかかるのですか。

事務局　県の常設にはかかりません。ここで承認されれば、県に農業委員会としての意見を付して進達して、県が最終的に許可を出すかどうか判断します。最終的には県とは言え、市が承認しないことには先に進まない話なので、慎重に審議するわけです。

〇〇委員　今言ってるのは6番だけの話ですか。

〇〇委員　6番だけのつもりで先ほどきついこと言いましたけど、8割要件については、先ほど事務局が言われたように経過を見ながら、判断すると言われたので、それについては問題ないと思っています。うまくいってくれたらいいなとは思っているのです。

議長　当委員会で営農型太陽光発電の承認をして、現在工事のところは南側にあります。私も工事状況を見に行ったりしているのですが、申請とは違うパネルが建っていないかとか見えています。やっぱり慎重に審議させてほしいもので、もう少し意見ないですかね。

〇〇委員　難しい問題ですね。ただ、あまり何回も同じ案件で審議するのも厳しいかなと思います。

議長　構造上我々が理解できないからどうか分からないですが、どうしても気になるなら、申請者に来てもらって説明してもらうことも可能です。ただ、申請者が大丈夫だと説明されるのを我々が理解できるか分かりませんが。

〇〇委員 許可条件にこれを付すのはだめなのかな。

事務局 そうですね、前回もそういうような形で許可はさせていただいています。

〇〇委員 確か変わった作物だったよね。

事務局 ここら辺で作っていない作物だったので、明確な反収が分からない状態でありました。

会長 すぐには収穫できない作物だったよね。

事務局 薬用作物です。はっきり言ってそれは8割といわれてもこちら辺では分からない話です。さつまいもなら条件は何となく分かるのですが。

〇〇委員 農地で太陽光ということになると、8割要件は担保しないといけない話だから、それが確保できないということになると、それでも一応できるような状態で、あとで取り消すと言うことは私としてはないと思う。あとで取り消すということとはできないと思う。

事務局 8割要件というのはなんとも難しいところで、実験したわけでもないのに、それは8割穫れるか穫れないかは専門家の方に聞いてもらうのが一番いい。

〇〇委員 それが問題だから今難が付いている。

事務局 8割要件を担保できるものがないといけないかというのと、そうではない。

〇〇委員 野菜ものを作っている〇〇委員さんに聞きたいのですが、畑にコンクリートの基礎を作った場合、畑はものすごい水に弱いですか。

〇〇委員 弱いです。

〇〇委員 ましてや水引きの悪いところにコンクリートを打って、そ

の上に泥を盛ってでも、水いうたら残った野菜ものの、ましてや根菜ものを収穫するさつまいもになったら、難しいのではないかと思うが、〇〇地域みたいに水引きのいい土質であればいいものができると思う。収量を考えれば、丸かろうが長かろうが関係ないとなるけど、コンクリートを打った上に泥をのせて水引きの悪いところに、一番水を嫌うようなさつまいもを果たして栽培できるかなというのが私の持論ですがどうですか。

〇〇委員 自分もやったことがないので何とも言えないですけど、排水がなかったらいいものはできない気はします。

〇〇委員 この案件につきましては、自分の担当地区になります。私が農業委員になってから、いろいろこここの情報が分かってきたわけですけども、そもそも先ほどから優良農地優良農地という言葉が飛び交っていますけども、この農地が本当に優良農地なのかというところがまず自分の中で疑問が出てきました。というのは、この農地につきましては、言っているのかよく分かりませんが、砂利採取をした土地と聞いております。そもそも稲を作っても非常に困難を極めていたように聞いています。水はけが悪いとかいうことも聞いておりました。今回、さつまいもを作る方と太陽光を設置する方は同系の会社ということをご存知だとは思いますが、でも、話からしたら書類上はもうすべて完璧なものを整えられた、構造計算上のものはここには一切出てないかもしれませんが、事務局にはもっと詳細なものが出てくると思うのです。くい打ちのものもどれだけまで入るのかというものが確か出ていたかと思えます。あんな浅いものであってあるのではなくて、安全上土間うちしてあるという、その構造的なことは絶対確保されているのではないかと思いますし、我々がそこまで管理する必要はないと思います。さきほどからおっしゃっていただけますように、農地としての有効利用というところなのですが、さつまいもを今度初めて作られるわけですし、先ほどから局長も言われたように管理というところがすごく私も気になっています。3条で農地取得されてから何回も見に行って、管理されていない状況が続いたので、全然管理されていないということで事務局にも言いました。そうすることによって、事務局から当事者に連絡されて、そしてまた事務局から当事

者への連絡によりまして、畔草の管理をされた事実もあります。そんなことから、一旦書類上は整っているのであれば、あとは今後管理をみながらという方向付けしかないのかなと思うのです。これは私の意見です。

もうひとつ申し伝えます。当然、この土地の関係につきましては、関係の人たち、自治会長とかなり深くお話をされていることもお伝えしておきます。

議長 地区も承認しているという意味ですか。

〇〇委員 とうか、そうですね、覚書をとっているということですね。

議長 いろんな意見が出たんですが、そろそろ出尽くしたのかなということで採決をとりたいと思います。

さきほどからいろんな意見が出ましたが、もし承認ということになれば、附帯的に課長が言われたとおり営農をしっかりやるようにとか、倒壊したらすぐに危険のないように元に復旧しなさいとかいうようなことと、これは私が勝手に言っているのですが、附帯的なこともつけて、そういう形で可否を問いたいと思うのですがいかがでしょうか。

〇〇委員 これは一括で採決するのですか。

議長 では、まず1番から5番まで議決して、その後6番だけにしてもいいですかね。

(異議なし)

議長 では、〇〇委員からの意見もありましたので、議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてのまずは1～5番の案件について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、1番から5番の案件については、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、同議案の 6 番の案件についてです。さきほどの意見ですが、もし附すとすれば、どんな項目があるのですか。

事務局

今回は、事務局に任せるということでしたので、総会の中で議論されていた心配ごとや意見を事務局でまとめて提出しました。最終的には、県が許可書にどのような条件を附すのかを決めます。前回の営農型太陽光の許可書の写しがありますのでそちらを見ますと、最終的に県では、災害で倒壊した場合は速やかに補修すること、事業が継続できなかつたときは処分を必ずすること、許可後しっかり状況報告をすること、それと許可後でない正式なものが提出できない書類があったので、正式な書類ができた段階で提出することという条件がついています。

当然ながら、事業計画に従って事業の用に供することというのは、必ずどんな転用であっても必ず計画どおりやりなさいよというのはついてくる条件であります。それ以外に前回の時の附帯条件としては、今申し上げたものがついているということです。

議長

草ぼうぼうにしたらあかんとか、熱意をもって取り組んでいただかないといけないとかいうことは当然で、〇〇委員さんが言われたように、あとで何かならないようにすることは大事なことであります。

議長

何かまだほかにご意見・質問等ありましたらお願いいたします。

(特になし)

議長

意見が出尽くしたようですので採決をとってもよろしいでしょうか。まだ意見を言いたい方がいらっしゃいましたらどうぞお願いします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についての 6 番の案件について、

賛成の方は挙手を願います。

(過半数挙手)

議長 過半数の方の挙手により、原案どおり承認されたものとしたします。なお、附帯意見を付けて承認という形にしたいと思います。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 24 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 24 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 12 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、173 件・680 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 898,861.69 m<sup>2</sup> です。

2～4 番は新規設定ということで、これまでは同一の方が作っておられたのですが、こちらを地元の方 2 人で引き受けられるという案件です。

7 番は、のり面が大きなところでありまして、しかも不整形田ということで 0 円設定となっております。

8～10 番は、土地柄の要件で 0 円設定となっております。

13 番は、今までご近所に預けておられたのですが、残りの 6 筆も預けられることによって、全て預けられる形になるということです。

14～16 番は、自分で作ったり、作ってもらったりという関係だったそうで、18 番も仲間田であったりという関係上、今回同じ人に預ける形になったものと思われまます。

19 番も仲間田ということで、今回一緒に整備されるものとみております。

30 番以降 34 番まで、一枚のように見えるけれども筆がたくさんあるというところで、今まではお父さんがやっておられたものを息子さんがやられることになったということで、新設定となっております。

38 番は辺り 1 面一団として周りに合わせるという形で、今

回設定されると聞いています。

58 番以降は、中間管理機構を通しての契約ということで新規設定となっております。

その中で、75 番以降 137 番までは賃料の設定が 0 円になっているものが続いています。契約上は、法人さんと決めた賃料でやりたいということで、0 円設定にしてあります。信頼関係で当然賃料を設定されているとうことですが、中間管理機構もこの件に関してだいぶ話し合いをされてたようなんですけども、今回も表現すると 0 円設定になり、実際はお互いに設定されている賃料があるというふうに伺っています。

流動化率は前回より微増の 60.60%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 賃借料 0 円と書いてあるが、実際は相対でちゃんと賃料が決められているのに、これだけ見ると 0 円にしか見えない。これでいいのでしょうか。

事務局 0 円と書かずに別の書き方もあるかなと思います。基本的には、法人さんが賃借料を変更するのに 1 回 1 回はんこを取りに回らないといけないから、遠い人もいるもので、そんなことで毎年毎年変えられないということです。前会長が言われた〇〇地域の賃借料でやると言うやり方もあるにはあるのですが、そうではなくて自分のところで決めるということで 0 円設定されたものです。そういうやり方を 0 円という書き方ではなくて、別の言い回しの言い方で書いていくほうが本来は適切なのかなと思います。

過去にそういう表現があったように思いますので、そちらを参考にして変更したいと思います。

〇〇委員 わかりました、お願いいたします。

議長 ほかにご意見等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 賃借料の話がありましたけど、10 a 当たりの賃借料が若干違ったりしていますけど、さきほど〇〇地域の賃借料という

話もありましたし、地域別でなんかあるものなんですか。

事務局

農業委員会では、毎年4月か5月の広報に載せてますけど、前年1年の実例がありましてその平均みたいなものを出してはいます。それは決してそのまま設定できるものではなくて、ただ前年の実例を出しているものです。それを受けてどうするかを考えていただく場面はあるかと思います。

〇〇・〇〇地域では、農協を中心としまして地域の賃借料を導きだしてこれでやろうかということで、〇〇地域の担い手さんはこれを利用しておられる方が多いと思っています。

〇〇委員

毎年2月か3月に水田協か再生協でかけて、農業委員や関係者に知らせてる。一方的に生産者側から言うもので、生産者の立場なのか農業委員の立場なのか、自分はどちらの立場でいけばいいのか悩んだことがある。そしたら生産者側ですと言われたので、この話はだまって聞いているしかないんだなと思った。こんな考え方もありますよくらいは言ったが、おかしいとかは言える雰囲気ではなかった。前言っていた7,500円だと、土地改良区の単価が用水系と面的土改と合わせたら、ほぼ全部とられることになる。そんなんだったら、耕作してもらわなくてもいいですよとならなくもない。集落のことは集落でやりましょうという地域を守る・農業を守るという側につけば、集落営農は将来農地を守る側におるとすればですよ。

事務局

今ほどの137、138番なのですが、新設定となっています。個人の方が合同会社を立ち上げられた関係で、利用権を個人から法人にかけ直したことによるものです。このあと18条関係でたくさん出てくるので補足させていただきました。

議長

ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第24号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛



成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

続きまして協議事項へ進みます。

協議第6号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第6号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

除外の受付番号1番です。

譲受人〇〇さんは実家の横に畑をお持ちになっておられるのですが、村道といえますか集落道といえますか、そこから盛り上がり入り込むような畑でございます。今まで若いころは耕運機を力まかせにやっておられたのですが、だんだんきつくなってきて、とにかく集落道が狭いということで17㎡分畑を削るような形で集落道を拡幅したいということです。そうすることによって軽トラを横付けできて、軽トラから水平移動で耕運機の出し入れができるということを希望しているという案件です。担当の建設整備課とも内容の協議を進めているということです。

除外の受付番号2番です。

譲受人は会社さんで、市外の支店が閉鎖といえますか合併されるということにして、こちらのほうに引っ越しをされるということで申請地の方に車両置き場にしたいということです。支店にある車両は全部持っていきますし、今のところは新社屋を建てる予定もあるので、今重機等を並べているところが手狭になるということで、今ある車両も全部申請地にもっていく予定です。従業員用の駐車場も当然必要になるということでした。

除外の受付番号3番です。

譲受人はご夫婦とお子さんでアパート住まいをしているが、お子さんの成長に伴い手狭になってきたため、今回実家

の敷地の近くに住宅建築を計画されたものです。

除外の受付番号4番です。

こちらは市の林政課の案件です。昨今、猪等の駆除の件数が増えてきているということで、現在は〇〇地域に埋設する場所があるのですが、そちらがもういっぱいになったということで、その近隣で次の場所を探していたのですが、用地交渉が成立しなかったということで、さらに他の土地がないかということで探しておられまして、この地での了解を得られたということです。川を渡っていく、しかも西側が切り立った崖の下ということで、確かに形もそうですし、条件的にもあまりよろしくないかなと思います。災害も何回か起きているところと聞いていますけど、こちらの2筆を有害鳥獣の埋設用地として市で使用したいという案件です。

除外の受付番号5番です。

こちらでも会社さんの案件です。入口に駐車場とかあるのですが、そちらのほうに機械・設備を増設されたいということで、駐車場がなくなるということで、1筆を駐車場にしたいという案件です。

除外の受付番号6番です。

こちらでも会社さんです。こちら一帯が社屋となっていて、北方向に県の駐車場を譲り受けた大きい駐車場があるのですが、こちらのほうまで1 km前後あるということで、社員の方がいつも往復して来ておられます。冬場になると当然歩くのも大変、除雪も大変ということで、シャトルバスを出すとかということもやっておられるのですが、さすがにそれがもう厳しいということで、近くの4筆の農地を駐車場として利用したいというふうに求められたものです。こちらは市の商工企業立地課が間に入りまして、造成後、会社さんに譲り渡すものです。

除外の受付番号7番です。

長年生活しておられたのですが、奥様が亡くなられたということで、お子様たちからもいいですよというお話が出たもので、故郷に帰ってきたいということです。申請地では、ご近所を対象としたカフェを開きたいということです。ゆくゆくは介護対象者も利用できるようにしたいということで、店舗併用の住宅申請でございます。

編入の受付番号1番です。

こちらが先ほどから出ていました転用案件に絡んだもので

ございます。ちょうど昨年視察研修に行ってきました時にいた  
ただいて、2月の申請に間に合うように急かされたのに、なかな  
なか転用申請が出てこないと思っておりましたら、2筆分、当  
時7,500㎡以上の除外申請だったのですが、2筆2,627㎡は不  
要となったという形で今回転用申請があがってきましたので、  
その分をまた編入するという事です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありま  
したらお願いいたします。

会長 4番の案件ですが、周辺の地図を見ると地目が田であろ  
うと想定されるが、そのまま埋め込むのでしょうか、匂い  
とかどういう形で対応するのかということがひとつ、それと  
周辺の農地の利用者は了解しなくてもよい案件かどうか、そ  
こら辺はどんな感じなんでしょうか。

事務局 埋めるときはビニールで囲むのでしたか。

〇〇委員 うちの区長が、現在手狭になって埋めることができ  
ないという市内の現場を見に行ってきたということを総会で聞  
きました。匂いもきついのかなという思いで行ったのですが、  
その状態を見ましたらさほどは感じなかったと。埋設した上  
に泥をまたのせるということらしいですが、今の状況を考え  
ますとひどい影響はないのではなかろうかと。当初、市役所  
のほうから、自分たちの集落でみてもらえる場所がないか  
という相談を受けたときには、どうあってもやれるわけでも  
ないかという感じでしたが、集落のほうでもイノシシに悩  
まされていたこともあります。去年の二十何頭は、うちの  
集落で捕獲したのも現在の場所へ運んでいただいて埋設を  
していただいているということになれば、自分たちも何か協  
力できるところがあるのではないかと。将来のことを考え  
て集落のほうで対応できることがあればそれは考えていか  
んなんのではないかと2転3転しまして、場所の検討をさせ  
ていただいた。ここは崖のちょっと下ということになって、  
条件的にはあまりよくないのではないかというのはあるので  
すが、あまり田畑の真ん中に穴を掘るというわけにもいき  
ませんので、少し農地からは行き詰った場所ではございま  
すけど、2年間くらいは対応できるのではないかなという市  
からの

だいたいの目安をお聞きしました。うちの集落としましては埋めて場所を探すよりも将来的に償却処分とか、なんか将来的なところを2年のうちに検討してもらえないだろうか、イノシシがいなくなるということは絶対に考えられないので、獲ればどこかに埋設をせんなんということになり、必ずまた場所の交渉なりをせんなんということになりますから、焼却処分を他の地区でやっているということであれば、そのような検討をしていただけないかということをお願いして、今回は当地域で2年間たぶん大丈夫であろうということを見越してその場所を設定させていただいた。いま懸念されています、水路にあまりよくないものが流れるのではないかということについてですが、市のほうもそれについては、気を付けて対応したいと聞いておりますから、地域としては市をお願いをして対応させていただいたということです。

議長           ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長           ご異議がないようですので採決をとります。

協議第6号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長           全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第7号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 58 件の届出がありました。

面積はすべて田 244,558.78 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1～2 番は、5 条転用申請をするために合意解約したものです。

受付番号 3 番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 4～5 番は、配分側のみ変更するために合意解約したものです。

受付番号 6～14 番は、担い手を変更し中間管理機構通しの契約をするために合意解約するものです。

受付番号 15～16 番は、中間管理機構通しの契約に変更するために合意解約するものです。

受付番号 17～49 番は、担い手が法人を立ち上げたので、すべて法人との契約に変更するために合意解約するものです。

受付番号 50 番は、担い手を父から息子に変更するために合意解約するものです。

受付番号 51 番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 52～55 番は、5 条転用申請をするために合意解約したものです。

受付番号 56 番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 57～58 番は、担い手を変更し中間管理機構通しの契約にするために合意解約するものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・ 12/12、懇親会の精算について
- ・ あぐりとやま 131 号配布

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和6年2月5日（月）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後5時00分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長